

平成25年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成25年9月25日（水曜日）

議事日程第4号

平成25年9月25日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第174号及び議案第175号 2件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 認定第1号 平成24年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第5. 認定第2号 平成24年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第6. 認定第3号 平成24年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7. 認定第4号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第8. 認定第5号 平成24年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第9. 認定第6号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第10. 認定第7号 平成24年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11. 認定第8号 平成24年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第12. 認定第9号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13. 認定第10号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14. 認定第11号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15. 認定第12号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第16. 認定第13号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

第17. 認定第14号 平成24年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第18. 認定第15号 平成24年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第19. 認定第16号 平成24年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

定について

- 第20. 認定第 17号 平成24年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第21. 認定第 18号 平成24年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第22. 議案第147号 由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第148号 由利本荘市老人憩の家条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第149号 由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第150号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第151号 由利本荘市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第152号 由利本荘市地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第153号 由利本荘市ホームヘルプサービス事業の費用の徴収に関する条例を廃止する条例案
- 第29. 議案第156号 由利本荘市道路線の認定について
- 第30. 議案第158号 平成25年由利本荘市一般会計補正予算(第10号)
- 第31. 議案第159号 平成25年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第32. 議案第160号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第4号)
- 第33. 議案第161号 平成25年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第2号)
- 第34. 議案第162号 平成25年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 第35. 議案第163号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第36. 議案第164号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第37. 議案第165号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第38. 議案第166号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第39. 議案第167号 平成25年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第2号)
- 第40. 議案第168号 平成25年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第41. 議案第169号 平成25年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第42. 議案第170号 平成25年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第43. 議案第171号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)

- 第44. 議案第175号 財産（企業支援貸工場用地及び建物）の取得について
- 第45. 議案第172号 由利本荘市企業支援貸工場条例の一部を改正する条例案
- 第46. 議案第173号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（第11号）
- 第47. 議案第174号 物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結について
- 第48. 陳情第4号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書提出についての陳情
- 第49. 陳情第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書提出に関する陳情
- 第50. 陳情第8号 鳥海診療所入院病床存続に関する陳情
- 第51. 継続審査中の陳情第2号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情
- 第52. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第5号から議員発案第7号まで 3件
- 第53. 議員発案第5号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について
- 第54. 議員発案第6号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出について
- 第55. 議員発案第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 第56. 国療跡地利活用特別委員会の中間報告

本日の会議に付した事件

第1から第56までは議事日程第4号のとおり

- 第57. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第3号及び委員会発案第4号 2件
- 第58. 委員会発案第3号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出について
- 第59. 委員会発案第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

出席議員（28人）

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一
4番 作佐部 直	6番 高野 吉 孝	7番 湊 貴 信
8番 渡部 聖 一	9番 若林 徹	10番 高橋 和 子
12番 佐藤 勇	13番 今野 晃 治	14番 今野 英 元
15番 渡部 専 一	16番 大関 嘉 一	17番 長沼 久 利
18番 高橋 信 雄	19番 佐藤 賢 一	20番 鈴木 和 夫
21番 井島 市太郎	22番 齋藤 作 圓	23番 佐々木 勝 二
24番 本間 明	25番 佐々木 慶 治	26番 佐藤 讓 司

27番 伊藤 順 男 28番 土 田 与七郎 29番 村 上 亨
30番 三 浦 秀 雄

欠席議員（1人）

11番 堀 友 子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤 原 由美子
副 市 長	石 川 裕	監 査 委 員	佐々木 均
教 育 長	佐々田 亨 三	企 業 管 理 者	藤 原 秀 一
総 務 部 長	阿 部 太津夫	企 画 調 整 部 長	伊 藤 篤
市 民 福 祉 部 長	大 庭 司	農 林 水 産 部 長	三 浦 徳 久
商 工 観 光 部 長	渡 部 進	建 設 部 長	木 内 正 勝
矢 島 総 合 支 所 長	佐 藤 晃 一	由 利 総 合 支 所 長	庄 司 昭 一
大 内 総 合 支 所 長	伊 藤 久	西 目 総 合 支 所 長	佐 々 木 政 徳
教 育 次 長	佐 藤 一 喜	消 防 長	佐 々 木 輝 一
市 民 福 祉 部 医 師 確 保 対 策 監	太 田 晃		

議会事務局職員出席者

局 長	三 浦 清 久	次 長	高 橋 知 哉
書 記	佐 々 木 紀 孝	書 記	小 松 和 美
書 記	佐 々 木 健 児	書 記	今 野 信 幸

午前10時00分 開 会

○議長（渡部功君） おはようございます。

このところ秋晴れのよい天気が続いております。今後、収穫作業も急ピッチで進むと思いますが、農作業事故には十分注意をしていただきたいと思います。

さて、私たち議員にとって今任期最後の定例会であり、最終日でもございます。さらなる慎重審議、審査をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

11番堀友子さんより欠席の届け出があります。

本日の出席議員は28名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入る前に、長谷部市長から発言を求められておりますので、これを許します。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

初めに、このたびの鳥海診療所運営に関する一連の対応について、議会並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

私は市民が安心して暮らせる地域医療を守るため、鳥海診療所の医師確保について、これまで約3年にわたり、関係機関に対し医師の紹介や情報提供をお願いするとともに、全国へ医師を募集し、その確保に努めてまいりました。

この間、応募のあった2人の医師には、私が直接お会いして赴任を懇願してまいりましたが、まことに残念ながら承諾を得るまでには至りませんでした。

こうした厳しい結果に加え、関係機関からは、入院病床を持ったままでの医師確保は非常に難しいとの助言をいただき、鳥海診療所の存続と医師確保のためには、入院病床を廃止せざるを得ないとの苦渋の選択をし、7月末に住民説明会を行ったところであり、しかし、説明会に至るまでの手順の不手際や、住民への配慮が足りないまま説明会を開催したことが、地域の皆様にとりましては唐突であり説明も不十分だったことから、不安と誤解を招く結果となってしまいました。

また、9月5日の渡部聖一議員、9月6日の佐藤譲司議員の一般質問に対する答弁の中で、緊急時や一時的な入院が可能な状況について解釈を誤って無床化と表現いたしました。言葉の持つ意味を十分に確認せず、慎重さに欠けた対応であったと反省しております。改めておわび申し上げます。

現在、9月19日の行政協力員会議を皮切りに、順次鳥海地域で説明会を開催し、これまでの経過と取り組みについてお伝えしておりますが、住民の皆様からは、入院病床がなくなることへの不安や、今しばらくこのままの体制を維持しながら医師の確保ができないかなどの意見をいただいております。

私はさきの一般質問での答弁で、12月20日为一个の区切りとして、今後の診療所運営について判断すると申し上げておりましたが、一日も早く住民の不安を解消することが肝要と考え、また、議会の皆様の御意見を尊重しながら熟慮に熟慮を重ねた結果、現医師の雇用期間の延長も含め、当面鳥海診療所の現体制を維持していく必要があると私みずから判断したところであり、

鳥海診療所と地域医療を守っていくという私の思いは揺るぎないものであり、今後は、去る9月1日に立ち上げた専任チームの機動性を生かしながら、私みずから先頭に立ち、後任の医師確保に一層全力で取り組んでまいります。また、地域の皆様と地域医療や医師確保についての共通認識を図るため、意見交換の場を設け、鳥海診療所の今後について協議を進めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） この際、御報告申し上げます。

去る9月6日、市役所正庁において決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に28番土田与七郎君、副委員長に19番佐藤賢一君が選出されております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出並びに国療跡地利活用特別委員会より中間報告を行いたい旨の申し出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。

○議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。
この際、議案第174号及び議案第175号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。
長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。
本日追加提出いたします案件は、契約締結案件1件、財産の取得1件の計2件であります。
初めに、議案第174号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてであります。これは大内地域、西目地域に配備する消防車両について、株式会社高義商会と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。
次に、議案第175号財産（企業支援貸工場用地及び建物）の取得についてであります。これは技研テクノロジー株式会社の土地と建物を取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。
以上が本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。
これより追加提出議案に対する質疑に入ります。
この際、本日追加提出されました議案第174号及び議案第175号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

.....
午前10時10分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、追加提出されました議案第174号及び議案第175号の2件を一括議題として質疑を行います。
ただいままでのところ、質疑の通告はありません。
質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。
お手元に配付しております付託表のとおり、教育民生及び産業経済常任委員会に審査を付託いたします。
この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前11時13分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第3、これより認定第1号から認定第18号までの18件、並びに議案第147号から議案第153号まで、議案第156号及び議案第158号から議案第175号までの26件、並びに陳情第4号、陳情第5号、陳情第8号及び継続審査中の陳情第2号の4件の計48件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。28番土田与七郎君。

【決算審査特別委員長（土田与七郎君）登壇】

○決算審査特別委員長（土田与七郎君） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今期定例会において、当特別委員会に審査付託されました平成24年度決算認定に係る案件は、一般会計決算、特別会計決算15件及び事業会計決算2件の18件であります。

当特別委員会は、各常任委員会及び国療跡地利活用特別委員会をそれぞれ分科会とし、提出された決算書をもとに、関係職員の説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書や決算附表などを参考として、各所管ごとに分担して審査した後、去る9月19日に開催された委員会において各分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。付された意見や要望事項などの概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は、前年度比7.8%減の526億8,839万1,000円、これに対し歳出決算額は7.9%減の507億7,484万1,000円であり、これによる歳入歳出差引額は19億1,355万円です。これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、17億4,233万9,000円の黒字となっております。また、基金への積み立てや積立金の取り崩し、地方債繰上償還の差し引きによる実質単年度収支においては16億6,127万円で、5カ年連続で黒字を維持しております。

歳入の概要につきましては、市税や使用料及び繰越金などの自主財源が25.9%、地方交付税や国、県支出金及び市債などの依存財源が74.1%の構成比となっており、自主財源の比率が前年度より3.1ポイント増となっております。

自主財源の根幹であります市税は、前年度より3.8%増であり、81億1,400万円余りとなり、歳入全体に占める割合は15.4%です。なお、収入率は90.4%で、前年度より1.3%増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は、前年度とほぼ同額の219億円余りとなっております。また、国庫支出金は、きめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金の皆減に対し、農業体質強化基盤促進事業補助金、統合小学校建設関連の公立小学校施設整備事業に係る補助金等の増加によるもので、前年度同額程度で67億4,000万円となり、

県支出金は、統合家畜市場整備事業費補助金やふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金の減により、前年度比25.6%減の33億円余りの収入となっております。

次に、歳出につきましては、総合発展計画に沿い、各種事業が積極的に展開されておりますが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また、9月19日の主査報告において報告されておりますので、ここでは述べませんが、公債費負担適正化計画や財政シミュレーションのもと、厳しさを増す財政環境の中にありながらも、効率的な予算執行と積極的な事務・事業実施に努力されていることが認められます。

なお、一般会計の年度末における市債の現在高は709億4,678万円であり、前年度末と比較し22億9,619万4,000円、率にして3.1%の減となっております。

以上、御報告申し上げましたとおり、平成24年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号、認定第3号及び認定第5号から認定第16号までの12件の各特別会計並びに、認定第17号、認定第18号の2件の事業会計の計16件の決算認定につきましては、いずれも適切な予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

一般会計の住宅使用料及び各特別会計の施設使用料等、並びに企業会計の給水・ガス販売に係る収入等について、収入未済額が生じていることから、公平な負担と財源確保の観点から、収入率の向上に向けさらに努力されるとともに、新たな不納欠損を生じさせないよう努めていただきたいとの要望のほか、市税、国保税ともに合併後、最も高い収納率を確保したことについては、職員各位の不断の努力を評価するものであるとの意見がありましたことを申し添えます。

認定第4号診療所運営特別会計決算認定については、次の意見を付して認定すべきものと決定した次第であります。

意見。

歳入の見込みが甘く、歳入歳出差引不足額が生じたことは、日常の事務・事業の執行管理を適切に行っていれば未然に防止できた事案であり、今後は執行管理・チェック体制の改善を図り、再発防止に細心の注意を払われたい。

なお、平成24年度普通会計における実質公債費比率が前年度より1.5%低下し15.8%となり、計画目標よりも前倒しで目標達成しており、将来負担比率とも財政健全度が向上しております。市当局が行財政改革に積極的に取り組んできた結果でもあり、その努力に対し特段の評価をするものであります。

今後とも、自治体を取り巻く厳しい情勢が続くことから、さらなる行財政改革に取り組み、なお一層の財政健全化に向けた努力を望むものであります。

以上が、当決算審査特別委員会に付託されました平成24年度各会計決算認定についての審査報告であります。

終わりに、本市行財政の今後の見通しについては、予測できない不確定要素をいまだに抱えていることは疑いの余地がないところであります。どのような事態にも迅速に対応し得る体制づくりはもちろんでありますが、何よりも市民の不安を取り除くための方策と、自治体や市民が置かれている状況を明確に示し得る説明責任を果たすことが強く

求められるものと思われます。

今後とも、さらなる市民の福祉向上と市勢発展のため、行財政運営の健全化とコスト削減に取り組み、事業の費用対効果などを勘案しながら、なお一層の努力を傾注されますことを期待申し上げまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（渡部功君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。18番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係2件、補正予算6件、陳情1件の計9件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました10件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に係る案件であります。

議案第147号公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、指定管理者が作成する事業報告書の提出について、事業報告書作成に日数を要することから、その提出期日を毎年度終了後30日以内から同60日以内に変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第151号選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、指定病院等の外部立会人に係る報酬の額を新たに規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。2件の条例改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第158号一般会計補正予算（第10号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、14款、15款、18款、20款及び21款、歳出では1款、2款、9款、12款及び14款、地方債の追加及び変更であります。

その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、土地改良区総代選挙費負担金の減額、14款国庫支出金では、参議院議員通常選挙啓発費委託金の減額、15款県支出金では、県知事選挙費委託金の減額が主なものであります。

18款繰入金では、市債繰上償還費用に充てるための減債基金繰入金の追加及び、石脇体育館の耐震工事等に係る石脇財産区からの財産区会計繰入金の増額であります。

20款諸収入では、地域インターネット伝送路に係る施設等破損賠償金及び地域防災組織助成事業助成金の追加であります。

21款市債では、旧鮎川小学校整備事業債、地域総合整備資金貸付事業債、防災施設整備事業債及び臨時財政対策債の追加であります。

次に、歳出についてであります。1款議会費では、職員人件費の減額であります。

2款総務費では、1項総務管理費において、職員人件費の減額、地域の元気臨時交付金基金費の減額、旧鮎川小学校耐震補強工事費の追加、情報センター特別会計への繰出

金の増額、社会福祉法人本荘久寿会の特別養護老人ホームあじさいの郷創設事業に対して事業費の無利子貸し付けを行う地域総合整備資金費の追加などが主なものであります。

2項徴税費では、市税過年度分還付費の増額、4項選挙費では、県知事選挙ほか各選挙事務費の減額、5項統計調査費及び6項監査委員費においては、職員人件費の減額などが主なものであります。

9款消防費では、防災対策費において、災害時に備えるため飲料水を各避難所などへ運搬する災害対応給水車購入事業費を追加しようとするものであります。

12款公債費では、市債繰上償還のための長期債償還元金の追加、14款予備費は、歳入歳出調整分として増額しようとするものであります。また、地方債補正では、旧鮎川小学校整備事業など4事業について起債限度額を設定するほか、臨時財政対策債など6事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第161号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。ケーブルテレビ設備保守委託料の増額が主なものであり、その財源としては、新規加入件数の増による新規加入負担金、有線テレビ・電気通信の使用料、一般会計繰入金及び前年度繰越金などを充当するものであり、歳入歳出それぞれ3,237万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を3億9,986万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第162号地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）であります。YBネット運営に関する設備修繕料及び光ファイバー通信網設備保守委託料の追加が主なものであり、その財源としては、フレッツ光サービス移行に伴う光ファイバー貸付収入、光ファイバー移設に係る物件移転補償費及び前年度繰越金を充当するものであり、歳入歳出それぞれ199万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,662万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第168号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。これは間伐業務委託料を追加しようとするものであり、その財源としては造林補助金及び前年度繰越金を充当するものであり、歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,061万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第169号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）であります。これは、造林分収金に係る積立金を追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ264万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を265万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第173号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では18款及び19款、歳出では2款及び9款であります。

歳入につきましては、地域貢献活動支援基金繰入金を追加するほか、歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を4,984万3,000円増額しようとするものであります。

歳出につきましては、2款総務費では、ともしび元気プログラム事業の審査会に係る経費の追加、9款消防費では、防災対策費において、被災地交流支援事業に対する補助金として、東北地方太平洋沖地震対策費を追加しようとするものであります。

以上、御報告いたしました6件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。続いて、陳情について御報告申し上げます。

陳情第4号日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書提出についての陳

情についてであります。これは、核兵器の全面禁止を望む国々と協力し、核兵器全面禁止条約の実現のための行動を提起することなどについて、国に意見書を提出することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情について御報告申し上げます。

陳情第2号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。採択すべきとの意見もありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め、条例関係3件、補正予算5件、契約関係1件、陳情2件の計11件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係について御報告申し上げます。

議案第148号老人憩の家条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成20年4月より休止状態となっている東由利地域朋楽荘の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第150号火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じたことにより条文の整備が必要となったため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第153号ホームヘルプサービス事業の費用の徴収に関する条例を廃止する条例案についてであります。同条例は難病患者等がホームヘルプサービスを利用した際の利用者負担額を定めたものであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、難病患者等の居宅支援についても同法に包含されたことから、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。3件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第158号一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款から16款、20款、21款と、歳出2款から4款、7款、9款、10款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、障がい者医療費負担金の追加並びに子育て支援交付金の減額のほか、耐震性貯水槽4基分の確定及び災害対応特殊

救急自動車等の整備が先送りになったことに伴う消防施設整備費補助金の増減額が主なものであります。

15款県支出金では、障がい者医療費負担金及び保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の追加が主なものであります。

16款財産収入は、統廃合となった鳥海地域各小学校の物品売払収入の追加であります。

20款諸収入では、水林球場でのイースタン・リーグ入場料収入確定に伴う、各教室講座等参加料の減額が主なものであります。

21款市債では、老人憩の家朋楽荘解体事業債の追加のほか、災害対応特殊救急自動車等、耐震性貯水槽整備に係る消防施設整備事業債、石脇体育館耐震等改修事業に係る保健体育施設等整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。人件費については、主に本年7月からの職員給料等の減額に伴う補正であり、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費は交通安全対策費の追加並びに市民相談費の減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、老人憩の家朋楽荘の解体経費及び更正医療給付費など障がい者総合支援費の追加が主なものであります。

また、2項児童福祉費では、私立保育所の職員の処遇改善を図るため、賃金改善に要する経費を補助する保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の追加が主なものであります。

また、3項生活保護費は生活保護事務費の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、不妊治療費助成事業費及び保健センター等管理費の追加が主なものであります。

また、2項清掃費においては、由利一般廃棄物最終処分場に係る管理費の追加が主なものであります。

7款商工費は、消費者保護対策事業費の追加であります。

9款消防費では、災害対応特殊救急自動車等の整備に係る消防施設等整備事業費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、幼稚園バス運行管理業務委託に係る請負差額の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、各小学校修繕費や岩城・松ヶ崎地域統合小学校に係る給食配送用備品購入費の追加が主なものであります。

また、3項中学校費においては、出羽中学校大規模改修工事に係る実施設計業務委託料の追加が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の減額であります。

また、5項社会教育費においては、出羽伝承館、由利図書館などの修繕に係る経費のほか、アクアパルの備品購入費の追加が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、石脇体育館改修工事費のほか、長坂・大平両スキー場、本荘由利総合運動公園、遊泳館などの修繕料の追加、並びに給食運営管理費におけるノロウイルス定期検査費用の追加が主なものであります。

次に、議案第173号一般会計補正予算（第11号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款であり、鳥海診療所の医師確保対策に係る事

務費や、風疹及びロタウイルスの予防接種助成金を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の一般会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第159号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、税率改正による国民健康保険税の減額、並びに前年度繰越金の追加、歳出では、後期高齢者支援金の減額、並びに退職被保険者等療養給付費等交付金返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を98億4,746万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第160号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金の追加、歳出では各診療所運営に係る人件費の減額並びに予備費の追加であり、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,323万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第163号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては行政財産使用料及び公債費繰入金の追加、歳出では、鳥寿苑や東光苑などの職員人件費の減額のほか、公債費及び予備費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億3,894万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第174号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてであります。これは、大内及び西目地域の各支団に配備する小型動力ポンプつき積載車3台の購入について、指名競争入札の結果、株式会社高義商会と2,488万5,000円で契約を締結しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書提出に関する陳情についてであります。これは、2014年度政府予算編成において、35人以下学級を小学校3年生以上まで拡充すること、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図ることなどについて、国に意見書の提出を求める陳情であります。全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号鳥海診療所入院病床存続に関する陳情についてであります。これは市当局が示した鳥海診療所入院病床廃止に伴うスケジュールに反対し、現に満床状態の入院病床の存続を求めるとともに、それをよしとする医師の確保について、市当局へ最大限の努力をお願いする陳情であり、本年8月21日付で提出されたものであります。

当陳情に関連し、本日の本会議冒頭において市長より、現医師の雇用期間の延長も含め、当面鳥海診療所の現体制を維持していく旨の発言があったところであります。委員会では、9月12日に鳥海診療所への現地調査や、陳情者と面会しての意見の聞き取りを行うなど、慎重に審査を行い、同日、採決を行っております。

このたびの市長の発言を受け、本会議休憩中の委員会審査において、再度本件の採決結果について確認を行いました。変更はなく、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当陳情につきましては、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決しております。また、審査の過程において、委員より、現医師の勤務体制は過酷であり、新しい医師の招聘の環境を整えるためにも、その負担軽減を図りながら、医師確保に最大限の努力をお願いしたいとの意見がありましたことを申し添えます。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出されました案件を含め、条例関係3件、補正予算3件、その他1件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正についてであります。

議案第149号中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案ですが、これは小規模企業者の範囲の弾力化を図るための中小企業信用保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第152号地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例案ですが、これは道の駅岩城内の活魚センターの管理について、指定管理制度の導入に向けた所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第172号企業支援貸工場条例の一部を改正する条例案ですが、これは、本荘地域石脇山ノ神の技研テクノロジー株式会社の土地と建物5棟を貸し工場として追加するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、3件の条例の一部改正については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第158号一般会計補正予算（第10号）ですが、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

14款国庫支出金につきましては、農業基盤整備促進事業費補助金の追加であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金、新規就農者経営開始支援事業費補助金及び治山工事費補助金の追加が主なものであります。

16款財産収入につきましては、鳥海地域の林道湯ノ沢線支線の災害復旧に伴う市有林の支障木売却収入であります。

次に、歳出であります。

5款労働費では、地域の特性を生かした事業の起業支援により雇用の創出を図る起業支援型地域雇用創造事業の追加が主なものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費につきまして、3 目農業振興費では、新規就農者の円滑な経営開始、定着を図るため、機械・施設等の導入を支援する新規就農者経営開始支援事業補助金及びパイプハウスなどの半促成栽培用の施設導入を支援するアスパラガス産地活性化事業費補助金の追加が主なものであります。

4 目農業施設費では、岩城地域の不動の滝直売所の経年劣化に伴う手すり修繕及び展望台の整備費の追加であります。

5 目畜産業費では、新規就農者に対し肉用牛の繁殖雌牛導入や畜舎新設整備等を支援する、新規就農者経営開始支援事業費補助金の追加が主なものであります。

7 目農地費では、農業基盤整備促進事業の追加要望に伴う増額が主なものであります。

2 項林業費につきましては、ナラ枯れ対策事業の樹幹注入業務の追加要望に伴う増額、岩城地域森下地区、東由利地域大琴及び岩館地区の県単局所防災事業費の追加が主なものであります。

7 款商工費、1 項商工費につきまして、2 目商工振興費では、地域商業状況調査事業及び地域事業者応援券事業補助金の追加が主なものであります。

5 目観光費では、愛知県豊川市で開催される B-1 グランプリに観光 PR のため職員派遣の旅費、出場団体への補助金及び菜の花の連作障害を防ぐため土壌改良費の一部を補助するための菜の花まつり補助金の追加が主なものであります。

6 目観光施設費では、道の駅東由利の空調施設及び天鷲村レストランのエアコンに係る修繕料の追加が主なものであります。

続いて、債務負担行為の追加であります。

初めに、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業について、さきに触れております起業支援型地域雇用創造事業の限度額を平成26年度において402万円として設定するものであります。

また、平成25年度肉用牛肥育経営維持拡大対策事業につきましては、肥育素牛の導入に係る利子補給を行うため、期間を平成26年度から27年度までの2カ年、限度額を75万2,000円として設定しようとするものであります。

次に、議案第167号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）であります。これは公債費の追加で、その財源として一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるもので、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億5,805万円にしようとするものであります。

次に、議案第173号一般会計補正予算（第11号）であります。主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

15 款県支出金につきましては、治山工事費補助金であります。

次に、歳出であります。

6 款農林水産業費、1 項農業費につきまして、7 目農地費では、8 月20日の豪雨による農地5カ所と農業用施設1カ所の災害復旧費補助金の追加であります。

9 目防災ダム施設費では、大内地域鬼ヶ台ダムゲート修繕に係る委託料等から修繕料への組み替え補正であります。

2 項林業費につきましては、同じく8月20日の集中豪雨による本荘地域船岡地区の県

単局所防災事業費の追加であります。

7款商工費、1項商工費につきまして、3目工業振興費では、本荘地域石脇山ノ神の貸し工場におけるインフラ整備に係る改修費用及び入居企業に対する改修費補助金の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、鳥海荘日帰り入浴施設に係る空調設備の経年劣化に伴う設備の入れかえ更新費用の追加であります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び特別会計補正予算の計3件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第175号財産（企業支援貸工場用地及び建物）の取得についてであります。これは、本荘地域石脇山ノ神の技研テクノロジー株式会社の土地及び建物を企業支援貸し工場として活用するため、土地3万3,057平方メートルを1億2,285万円及び建物1万682.82平方メートルを4,835万2,500円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方はどうぞ上着をとって会議に臨んでください。

委員長報告を続行いたします。建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、補正予算7件、その他1件の計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第156号市道路線の認定についてであります。農道及び林道整備事業により道路改良した鳥海地域の伏見沢外山線を新たに認定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました案件につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。職員人件費につきましては、主に条例改正による職員給料等の減額及び時間外勤務手当の追加でありますので、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

議案第158号一般会計補正予算（第10号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では8款であります。

初めに、歳入であります。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の減額であります。

15款県支出金では、局所がけ崩れ対策事業費補助金の減額であります。

21款市債では、道路改良事業債の減額であります。

続いて、歳出であります。8款土木費では、2項道路橋梁費において、2目道路維持費では、地域の元気臨時交付金事業における市道岩渕下美倉町線流末水路改良工事費の追加、社会資本整備総合交付金事業費の減額が主なものであります。

3目除排雪費では、除雪車の車検整備費用の追加が主なものであります。

4目道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業費の減額のほか、前杉バイパス関連事業における川辺浄水場線用地購入費の追加が主なものであります。

5目橋梁新設改良費では、由利橋架替事業に係る住宅補償費の追加であります。

次に、3項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業費の減額が主なものであります。

次に、5項都市計画費では、羽後本荘駅東西連絡通路調査費及び公営住宅の管理費の追加が主なものであります。

続いて、議案第164号下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、前年度繰越金の追加であります。

歳出では、矢島浄化センターの機器、矢島、西目両地域のマンホール補修、交換経費、平成24年度分消費税確定申告による納付額の追加及び借入利率の確定による公債費の補正が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,224万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を27億2,166万3,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第165号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、前年度繰越金及び資本費平準化債の追加であります。

歳出では、西目南部処理センター曝気攪拌装置の修繕費、平成24年度分消費税確定申告による納付額及び予備費の追加、公債費の財源更正が主なものであり、歳入歳出それぞれ567万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を19億6,565万3,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。資本費平準化債の起債限度額を追加しようとするものであります。

続いて、議案第166号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、前年度繰越金の追加であり、歳出では、東由利浄水場ろ過池自動弁分解整備等の修繕費、東由利沼配水池土地借上料、平成24年度分消費税確定申告による納付額の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ317万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8億1,719万4,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第170号水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的支出においては、職員人件費の減額により380万円を減額し、総額を14億1,712万6,000円に、資本的支出においては、西目導水施設改良及び市道東町内線配水管布設替工事費の追加により3,932万1,000円を追加し、総額を21億7,932万2,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第171号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入においては、器具販売見込みの増加により734万円を追加し、総額を11億5,716万1,000円に、収益的支出においては、販売機器取付委託作業費及び購入費の追加により551万4,000円を追加し、総額を10億6,474万2,000円に、資本的支出においては、

職員人件費の減額により15万1,000円を減額し、総額5億3,234万円にしようとするものであります。

最後に、議案第173号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出11款災害復旧費であります。これは2項公共土木施設災害復旧費において、8月23日の豪雨に伴い被災した河川及び道路の復旧費用を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の各会計、計7件の補正予算につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び認定・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第4、認定第1号一般会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第5、認定第2号国民健康保険特別会計及び日程第6、認定第3号後期高齢者医療特別会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号及び認定第3号の2件は認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、認定第4号診療所運営特別会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、意見を付して認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第4号は意見を付して認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、認定第5号受託施設休日応急診療所運営特別会計から日程第16、認定第13号スキー場運営特別会計までの9件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第5号から認定第13号までの9件は認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第17、認定第14号小友財産区特別会計から日程第19、認定第16号松ヶ崎財産区特別会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第14号から認定第16号までの3件は認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、認定第17号水道事業会計及び日程第21、認定第18号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第17号及び認定第18号の2件は認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第22、議案第147号公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第147号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第148号老人憩の家条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第148号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第24、議案第149号中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第25、議案第150号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第26、議案第151号選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第151号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第152号地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第28、議案第153号ホームヘルプサービス事業の費用の徴収に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第29、議案第156号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第156号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第30、議案第158号一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第31、議案第159号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第32、議案第160号診療所運営特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号及び議案第160号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第33、議案第161号情報センター特別会計補正予算（第2号）及び日程第34、議案第162号地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第161号及び議案第162号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第35、議案第163号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第163号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第36、議案第164号下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第38、議案第166号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第164号から議案第166号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第39、議案第167号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第167号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第40、議案第168号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第41、議案第169号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第168号及び議案第169号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第42、議案第170号水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第43、議案第171号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第170号及び議案第171号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第44、議案第175号財産（企業支援貸工場用地及び建物）の取得についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第175号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第45、議案第172号企業支援貸工場条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第46、議案第173号一般会計補正予算（第11号）を議題といた

します。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第173号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、議案第174号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第174号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第48、陳情第4号日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第4号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第49、陳情第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書提出に関する陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第50、陳情第8号鳥海診療所入院病床存続に関する陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、採択することに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました陳情第8号については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

○議長（渡部功君） 日程第51、継続審査中の陳情第2号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情について、採択すべきとの立場から討論いたします。

防衛省が10月に滋賀県の陸上自衛隊饗庭野演習場で行う日米共同訓練と、高知県の高知駐屯地を拠点に高知県沖で行う統合防災訓練に、それぞれ米海兵隊普天間基地配備のオスプレイを参加させると発表しました。2つの訓練へのオスプレイ参加は、いずれも訓練の全国拡散に向けた布石と見られており、本土での訓練へのオスプレイの参加は、騒音と墜落の危険を全国に広げるとともに、オスプレイの沖縄配備を固定化、恒久化させる危険性を持つものであります。

墜落事故を繰り返してきたオスプレイが飛行を続ける限り、沖縄でも本土でも日本国民の安全は保障されません。先月26日に米ネバダ州で起きたオスプレイの墜落事故は、改めてその危険性を証明しました。

秋田県はF-16とオスプレイが全県下25市町村をカバーし、F-16は低空飛行を繰り返し、極めて危険な空域となっており、緊急出動するドクターヘリが安全運航できる保障はありません。オスプレイの低空飛行訓練を続けている沖縄県伊江村で、6月末に酪農家の乳用牛3頭が続けざまに異常分娩を来し、早産し死亡する事件も起きており、いずれもオスプレイの低周波が影響していると言われております。本市も秋田由利牛のブランド確立に向けた増頭計画の推進と、鳥海山を核とした国内外からの観光客誘致に懸命になっているところでもあり、F-16の比内鶏圧死事件などに続き、オスプレイの低空飛行が始まれば、市民とりわけ関係地域住民の不安は火を見るより明らかであります。

本市議会は、昨年12月議会においてオスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書提出についての陳情を採択し、本市議会の良識を示したのではありませんか。今陳情もぜひとも採択していただきますようお願いし、討論といたします。

以上です。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって、継続審査中の陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第52、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第5号「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。30番三浦秀雄君。

【30番（三浦秀雄君）登壇】

○30番（三浦秀雄君） 議員発案第5号「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提

出については、意見書案を朗読して説明といたします。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2、地方税源の充実確保等について。

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割りの税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣様。

秋田県由利本荘市議会議長、渡部功。

以上、提案いたしますので、満場一致の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡部功君） 次に、議員発案第6号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。24番本間明君。

【24番（本間明君）登壇】

○24番（本間明君） 議員発案第6号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書（案）を朗読し、説明及び提案を申し上げます。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額とそれに応じた地方交付税の減額を推し進めた。

このことは、地方自治の根幹に係る問題であり、到底容認できるものではない。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方行政の計画的な運営」「地方団体の独立性の強化」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するためには、地方財政計画が国の政策方針により一方的に決定されることなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その規模や地方交付税総額が決定される必要がある。

また、このたび政府が取りまとめた「骨太方針」においては、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減し、2020年度までに黒字化する旨が明記された。この目標達成に向け、地方財政も国の取り組みと歩調を合わせて抑制を図ることとされており、地方交付税についても厳しい対応となることが見込まれる。しかしながら、被災地の復興、子育て支援、医療・介護などの社会保障、環境対策に加え、依然厳しい状況が続いている地域経済情勢のもと、雇用対策や経済活性化対策など地方自治体が担う役割は増大しており、これら地方の財政需要を的確に見積もり、それに見合う地方交付税総額が確保される必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画における十分な地方交付税総額の確保に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針により一方的に決定することなく、国と地方の協議の場において十分な協議をした上で決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握するとともに、地域の雇用創出、産業経済の活性化対策など、増大する地方の財政需要に見合う対策を講じること。

3、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併に係る算定特例の終了を踏まえた財政需要の把握に係る新たな対応策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣様。

秋田県由利本荘市議会議長、渡部功。

以上、御提案を申し上げますので、満場の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡部功君） 次に、議員発案第7号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。25番佐々木慶治君。

【25番（佐々木慶治君）登壇】

○25番（佐々木慶治君） 議員発案第7号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については、意見書（案）を朗読いたしまして提案説明とさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第一約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされているといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長様。

秋田県由利本荘市議会議長、渡部功。

以上であります。満場の御賛同をもちまして可決くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第5号から議員発案第7号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに

御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第5号から議員発案第7号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第5号から議員発案第7号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号から議員発案第7号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第53、議員発案第5号「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出についてから、日程第55、議員発案第7号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてまでの3件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号から議員発案第7号までの3件については、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第56、国療跡地利活用特別委員会の中間報告を議題といたします。

国療跡地利活用特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。国療跡地利活用特別委員長、30番三浦秀雄君。

【国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君）登壇】

○国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君） 国療跡地利活用特別委員会における審査及び調査の経過並びに結果について中間報告をいたします。

当特別委員会は、平成24年12月定例会において、国療跡地利活用事業に係る効率的かつ集中的な審査及び調査を行うことを目的とし、13人の委員で設置されました。それ以来、現在までに7回の協議会、各常任委員会との合同協議会、委員会における審査のほか、国療跡地利活用基本計画における施設に関し、その規模の必要性、運営状況、地域への波及効果などについて先進事例を調査するため、神奈川県小田原市及び平塚市の各アリーナ並びに秋田市の体育館の視察を行ってきたところであります。

まず最初に、第1回の委員会で、今後の審査及び調査の内容については、国療跡地利活用のスポーツ、防災、民間福祉の3つのゾーンの整備計画における審査及び調査研究を行うこととしたものであります。

それでは、現在までの審査及び調査の結果についてその内容を御報告いたします。

まず、先行して審査いたしましたのは、民間福祉ゾーンについてであります。この事業につきましては、当該民間福祉ゾーンと水林福祉エリアの計画に関して関連が生じたために、本年2月19日に総務、教育民生の各常任委員会と合同協議会を開催して審査し

たものです。その協議会での審査をもとに当特別委員会は、平成25年3月定例会において、民間福祉ゾーン用地を社会福祉法人に福祉施設用地として譲渡するために、市土地開発公社から取得する予算を可決したものであります。

次に、スポーツ、防災の2つのゾーンについてであります。本年4月22日の当特別委員会協議会におきまして、当局から国療跡地利活用検討委員会から答申された国療跡地利活用基本計画報告書が示され、それを踏襲したものが市の基本計画（案）であるとの説明を受けました。その基本理念は、全ての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出であり、その理念を達成するために、広域スポーツ交流拠点としての活用、市民の安全な暮らしを支える防災拠点としての活用、地域住民のにぎわい交流の場としての活用、人と自然が共生する環境にやさしい拠点整備の4つを基本方針として定め、導入する施設の規模や内容などを検討し、答申されておりました。

それから現在まで、先進事例を調査するなどし、規模や内容について協議を重ねてまいりました。

その協議の中で委員からは、昨今の厳しい経済状況に鑑み、大規模な施設を導入することによる将来にわたっての財政負担、施設の規模に合った運営形態や事業の実施、さらに地域経済への波及効果が果たして出るのかなど、懸念する意見が出される一方、市民から寄せられた要望書、国庫補助事業の認可による大幅な市の財政負担の軽減、大規模災害時に防災拠点として救護援護活動前線基地の役割を担う必要性、さらには全国規模の大会の開催によるにぎわいの創出や交流人口の拡大、将来施設が担う役割の重要性に関する意見も出されるなど、慎重に協議してきたものであります。

国の補助事業の申請に必要な基本設計への着手期限が迫ってきていることから、9月13日の当特別委員会協議会において協議した結果、当該国療跡地利活用基本計画（案）に合意すべきとの結論に達した次第であります。

協議の中で、当局に対して次の要望がありましたので申し述べます。

1、総事業費75億円の上限を遵守されたい。加えて、社会状況により工事費が大幅に増加した場合の対策も考慮した設計に取り組みされたい。

2、公共資産としての将来経費も試算して、長期的な財政負担も考慮されたい。

3、積雪時の除排雪を考慮した全体計画を組まれたい。

4、全国的に公共施設への木材の利活用拡大が叫ばれている中、当施設においても木材を究極まで使用した全国に誇れる建築物にされたい。

5、メインアリーナにステージを設置されたい。

6、放送室の配置と音響設備に配慮されたい。

7、再生エネルギーを最大限活用されたい。

8、メインアリーナ全体を見渡せる観客席の設計、サブアリーナへの観客席の是非、武道場設置の是非、合宿所の規模などについて今後とも十分検討されたい。

以上、当局におかれましては、本市の活性化が図られるよう、引き続き鋭意検討を重ね、今後の基本設計や実施設計に当たられるよう要望するとともに、連絡を密にし、事業の進捗状況などについて情報の共有が図られるよう、その対応について特段の配慮をお願い申し上げ、当特別委員会の中間報告といたします。

○議長（渡部功君） これより中間報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時16分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件を日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第57、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第58、委員会発案第3号日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出について、及び日程第59、委員会発案第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号の2件については、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部功君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

ここで長谷部市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 貴重な時間を拝借いたしまして、議員の皆様には一言御礼を申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、本日が最後の定例議会と相なりましたが、本市発展のために御貢献されました御功勞に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます次第であります。

また、諸般の事情により、今期限りで勇退されます議員の皆様には、歴史に残る市町村合併を初め、長年にわたり本市発展のために高い識見と情熱あふれる御指導と御提言を賜りましたことに対しまして、衷心より感謝を申し上げます。これからも御健康に一層御留意されまして、さらに幸多からんことを心からお祈り申し上げます次第でございます。

この10月には、由利本荘市議会議員一般選挙が執行されますが、引き続き立候補される議員各位におかれましては、御健闘されまして全員が当選されますことを御祈念申し上げますとともに、今後とも由利本荘市発展のため、特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。一言御礼にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡部功君） 去る9月3日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局、監査委員、並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成25年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 2時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 伊 藤 岩 夫

議 員 佐々木 隆 一